

大洗町まち・ひと・しごと創生有識者会議設置要綱

平成 27 年 6 月 18 日

大 洗 町

(目的及び設置)

第 1 条 この要綱は、大洗町まち・ひと・しごと創生推進本部設置要綱（平成 27 年 1 月）における「人口ビジョン」及び「総合戦略」の策定に関して、本町の人口減少に歯止めをかけるとともに、将来にわたって魅力ある地域社会を維持する施策の策定、実施の推進に関し、専門的知見を有する者及び関係者から幅広く意見を聴取するため、大洗町まち・ひと・しごと創生有識者会議（以下「会議」）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 大洗町人口ビジョンの策定に関すること
- (2) 大洗町総合戦略の策定及び進行管理に関すること
- (3) 大洗町総合戦略に位置づけられた事業等の重要業績評価指標の検証に関すること
- (3) その他必要と認める事項

(組織)

第 3 条 会議は、議会代表、住民代表、産業界・大学・金融機関・労働団体・報道機関の関係者その他町長が必要と認める者のうちから町長が委嘱する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

第 5 条 会議には、委員の互選により座長を置き、座長は会務を総理する。

2 座長に事故あるときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は、必要に応じて町長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 座長は必要があると認める場合には、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 会議の庶務は、まちづくり推進課において処理する。

(その他)

第 8 条 この要綱で定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成 27 年 6 月 18 日から施行する。